

由布市告示第72号

平成24年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成24年6月6日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成24年6月13日
2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
佐藤 正君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
工藤 安雄君	生野 征平君

○応招しなかった議員

なし

平成24年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第1日）

平成24年 6 月13日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成24年 6 月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第7号 平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第11号 財政援助団体等監査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第47号 監査委員の選任について
- 日程第17 議案第48号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 由布市農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第51号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第22 議案第53号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第7号 平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第10号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第11号 財政援助団体等監査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第47号 監査委員の選任について
- 日程第17 議案第48号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 由布市農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第20 議案第51号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第21 議案第52号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第22 議案第53号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 鷺野 弘一君 | 2 番 廣末 英徳君 |
| 3 番 甲斐 裕一君 | 4 番 長谷川建策君 |

5番	二ノ宮健治君	6番	小林華弥子君
7番	高橋 義孝君	8番	新井 一徳君
9番	佐藤 郁夫君	10番	佐藤 友信君
11番	溝口 泰章君	12番	西郡 均君
13番	渕野けさ子君	14番	太田 正美君
15番	佐藤 正君	16番	佐藤 人已君
17番	田中真理子君	18番	利光 直人君
20番	工藤 安雄君	21番	生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	書記 伊藤 裕乃君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長		衛藤 公治君	
会計管理者	佐藤 忠由君	産業建設部長	工藤 敏文君
健康福祉事務所長	衛藤 義夫君	環境商工観光部長	相馬 尊重君
挟間振興局長	志柿 正蔵君	庄内振興局長	工藤 浩二君
湯布院振興局長	松本 文男君	教育次長	森山 泰邦君
消防長	大久保一彦君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開会

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。由布市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私とも御多忙のところ、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、市長より報告 8 件、承認 3 件、議案 7 件が提出されております。提出される諸議案につきましては、後ほど市長から説明がありますが、議会といたしましては、3 万 6,000 市民の福祉増進の見地から、十分に審議を尽くし、市民の要望を諸施策に反映すべく、努力いたしたいと存じます。どうか議員各位には、周到的御審議により、適正、妥当な議決に至りますよう、念願するものでございます。

さて、皆さんも御承知のことと思いますが、先般開催されました日本自治創造学会の研究大会の議論から、これからの地方議会のあるべき姿を大分合同新聞社が「問われる議会・日本自治創造学会の議論から」という特集記事を掲載されました。大変中身の濃い内容でございました。

これまでも地方議会に対して、各方面から厳しい視線を注がれていましたが、このたびの日本自治創造学会の議会に対する議論の中の例では、議員の政策立案が少ない、また政策立案能力の向上こそが議会改革のかぎとの意見があり、住民との信頼関係の上から成り立った住民代表機関としての地方議会の運営のあり方とその重要性が改めて問われたものであります。

分権改革が進み、地方議会の存在意識はますます高まっております。議員各位には十分御自愛の上、議員の責務を果たされるとともに、皆様方には、議会運営に格段の協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

開会に先立ちまして、去る 5 月 23 日、東京で開催されました永年勤続者の表彰が行われ、当由布市議会より、西郡均君が 15 年以上勤続を、佐藤正議員が 10 年以上勤続表彰を受けましたので、報告を申し上げます。

ただいまから、私より伝達を行いたいと思います。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、ただいまから永年勤続表彰の伝達式を行います。

まず、西郡議員さん、演壇までお進みください。

○議長（生野 征平君） 表彰状、由布市、西郡均殿。

あなたは、市議会議員として 15 年の市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 88 回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成 24 年 5 月 22 日、全国市議会議長会会長関谷博。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（秋吉 孝治君） では、続きまして、佐藤正議員、前のほうによりしく願ひいたします。

○議長（生野 征平君） 表彰状、由布市、佐藤正殿。

あなたは、市議会議員として 10 年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第 88 回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰します。平成 24 年 5 月 23 日、

全国市議会議長会会長関谷博。

おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、これを持ちまして永年勤続表彰の伝達式を終了いたします。

○議長（生野 征平君） ただいま表彰されましたお二人の方、本日はまことにありがとうございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）。今後ともお二人のますますの御活躍を祈念申し上げます。

以上で、伝達を終わります。（「頑張ります」と呼ぶ者あり）よろしくお願いします。

それでは、本定例会の開会に当たり、招集者であります市長よりあいさつをいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成24年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私ともに忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、永年勤続表彰を受けられました西郡議員、佐藤議員に対して、心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

さて、最近、部屋の窓をあけますと、いたるところから農作業のエンジンの音が聞こえてまいります。毎年聞きなれている音ではありますが、この音を聞くと、いつも慌ただしさを感じるとともに、なぜか安心感を覚えているところであります。

昨年は、少雨によりまして、渇水対策本部まで設置をいたしましたが、ことは今のところそのような心配もなく、市内では順調に農作業が進んでおりまして、うれしく思っておるところでございます。

また、ことしの夏も電力不足が報じられまして、市といたしましても、すべてにおいて節電対策に取り組んでいるところでございますし、例年よりも1カ月前倒しでクールビズを開始いたしましたところであります。本定例会におきましても軽装での対応をさせていただきたいと考えております。

さて、本定例会において提案をいたします報告8件、承認3件、そして議案7件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第2回由布市議会定例会を開会いたします。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番、佐藤正君、16番、佐藤人已君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、会期の決定について議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの14日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から26日までの14日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、市長の報告をさせていただきます。

お手元に行政報告をお配りさせていただいておりますので、御一読いただきますようお願いする次第でございます。

が、少し時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして詳細な御報告を申し上げます。

まず、4月23日でありますが、市内の福祉施設16施設と災害時における福祉避難所設置運営に関する協定を締結いたしました。

災害発生時、要援護者の2次的な避難所としての役割に担うもので、要援護者の安心安全が確保されるものであります。

4月6日に津久見市で行われました大分県市長会春季定例会では、24年度の活動計画と予算

について、また九州市長会への提出議案や県に対する各市からの要望議案の審議をいたしたところであります。

5月10日に福岡県柳川市で開催されました第110回九州市長会におきましては、九州118市から115の市長が一堂に会しまして、都市財政の拡充強化や合併市町村に関する支援策の充実などの議案について審議を行いました。

5月12日には、ACミランサッカースクール大分の入会式が陣屋の村で行われ、第1期生の135名の子どもさんが入会をされました。上の原グラウンドで週に2回開催されるそうですが、今後の活躍が期待されるところであります。

6月4日には、防衛省へ、大分県基地・日出生台演習場周辺施設整備期成会による25年度予算要望に伴う合同陳情を行いました。

6月5日には、全国84の市が加盟しております温泉所在都市協議会の総会が開催されました。総会におきましては、観光立国を推進する上で欠くことのできない温泉所在都市に対する税財源措置並びに施策に関する支援の要望について決定をされました。

また、同日、全国市長会の第4分科会に出席をし、国道交通・農林水産等の関係の議案並びに重点要望事項について審議を行いました。

翌6月6日に開催された第82回全国市長会通常総会では、東日本大震災からの復旧・復興に関する決議等の6件が議決されました。

次に、5,000万円以上の工事請負につきましては、該当するものがございません。

以上、報告をいたします。

○議長（生野 征平君） ここで、大変室内の気温が上がったようでございますので、上着をとられる方は結構ですので、自由にしてください。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成24年第1回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

平成24年第1回定例会で採択をされました請願・陳情の処理経過及び結果について御報告をいたします。

まず、請願についてであります。請願受理番号1、市道編入に関する請願について、湯布院町山崎及び平地区里道の編入についてに関する請願ですが、当該路線の一端が袋状道路のため、転回場所が必要となっております。用地の確保等の地元は調整が終了後、市道認定を行いたいというふうに考えております。

次に、陳情受理番号1、学校図書館司書人件費確保の陳情についてであります。平成24年度学校図書館人件費につきましては、文科省の交付税措置基準を上回る配置及び予算措置を行っ

ております。

なお、報告にありましたように、未配置校1校につきましては、配置している学校図書館司書全体の中で調整を図りながら改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） おはようございます。総務常任委員長の太田です。

湯布院のほうではもうほとんど田植えも終わって、今はタマネギの収穫とかサツマイモの植えつけとかそういうことが今盛んに行われております。

総務常任委員会では、継続審議となっておりますボートピア事業のことについて調査研究を5月30日から5月31日に、2日間にわたって行ってまいりました。お手元に配付のとおり、見ていただきたいんですが、2ページ目から少し詳細について御報告いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

総務常任委員会は、平成24年5月30日、31日の2日間にわたり、長崎県時津町、佐賀県みやき町のミニボートピア事業の取り組みについて調査研修を行ったので、その概要を報告します。

もう飛ばしまして、3の行政協定までの経過からお願いします。

現在のミニボートピア施設は、新たな施設建設ではなく、廃業したパチンコ店を改築してオープンしたものであります。パチンコ店廃業後の活用方法として場外舟券売り場が考えられました。そもそもの発端は、平成16年の5月に業者が建物周辺の環境情報収集のために役場に来庁したことからはじまったそうです。その後、業者は、地元自治会や行政に対して何度か計画内容の説明を行っています。平成17年2月には大村市長が来庁して時津町長と協議しました。この間に、行政や地元地区の役員、住民がボートピアの現地視察を行っています。一方では、個人及び各種団体の反対運動が展開されました。平成18年3月に地元自治会が設置に同意した旨を議会に報告し、大村市と業者が議会や各種団体役員に対して計画内容の説明を行っています。同年8月には、行政協定案を議会に報告し、9月12日に大村市と時津町で行政協定の調印がなされました。

今回、視察に当たっては、事前に相手方にこの4点について報告をいただいておりますので、スムーズな向こうの対応が図られたと思います。

特に、2番目の議会の対応。議会は推移を見守っていたが、行政協定の調印後、平成18年9月22日に「大村競艇場外舟券売り場設置反対の議決を求める請願書」が1,600筆添付されましたのが提出され、文教厚生常任委員会に付託されました。7回にわたる委員会審査が行わ

れ、平成19年2月9日に裁決の結果、賛成少数で不採択の結論を出しました。その後の本会議でも7対12の設置反対の請願は不採択となっております。

設置による周辺の効果について。雇用が発生しており、合計18名といますが、営業時間が9時から夜のときもありますので、延べ人数にしますと、この18名よりもっと多い人数が雇用されているような状況でありました。うち14名が地元雇用とのことでした。周辺商店等に影響が出ないように、場内の売り場では食料品は扱っておらず、飲料水の自動販売機や新聞等の販売に限定されておりました。周辺店舗においては、コンビニ等でお客がふえているとのことでした。町の中心部に建設されており、周辺の施設も工場等が多く、道の駅のような地場産品販売所には不向きな場所でありました。

次に、その後の現状について。現状について尋ねたところ、廃業・放置状態であったパチンコ店が、大村市管理のもとで活用され、議会でも取り上げられていた地域の不安が解消された。施設建設後に施設職員による不法駐車などの排除活動や投棄ごみの清掃活動によって周辺環境がよくなった。解説当初は周辺企業から不法駐車などの苦情が町に寄せられていたが、施設の対処により、現在は特に苦情は届いてない。地域住民や教育機関関係者で組織されている運営協議会が定期的に開催されているが、特に注意すべき事項は上がっていないとの説明がありました。

当初の町民の反対感情は、今では余り見受けられないとのことでした。また、当初、建設に反対した議員からは、環境整備協力費の使途について、大体5,000万円ぐらい入っているような話を聞いておりますが、そのことについての使途について質問・意見が多くなっているとのことでした。

研修後、「ミニボートピア長崎時津」と「大村競艇場」を現地視察しました。平日の日中にもかかわらず、場内にはたくさんの人があふれていました。場内外には要所に警備員が配備され、清潔に清掃されています。

4ページ目です。みやき町のボートピア事業について。2番の議会の対応。議会には賛成・反対の請願や陳情は提出されていません。また、議会として賛成・反対の議決もしていません。議会としては、設置者からの設置同意依頼を受けて全員協議会で検討・協議を行い、地元区民総会の結果を受けて、設置同意の回答をしています。また、協定書（案）について協議しています。一般質問では、町長の見解や地元同意の判断、周辺地区の同意の必要性、環境整備、庁舎内検討委員会の検討結果などについて何人か質問がされております。

設置による周辺の効果について。警備・清掃については業務委託を行っているが、地元採用をお願いしているとのこと。施設内レストラン及び事務従事者については地元採用としており、おおむね20名を雇用しております。施設周辺に新たな地元産品の販売所等はないが、施設内で誘致企業の商品を販売していました。

その後の現状について。現状について尋ねたところ、建設地は倉庫跡地で有効活用されており、今後の不安があったが解消された。建設前は道も狭く、周辺土地の活用ができない状況だったが、道路環境の整備により、道路改良を行っております。それで新たな企業誘致も同時にできたということであります。開催中は、ガードマンが配置されているため、交通安全や非行防止、防犯対策になっている。ガードマンによる施設内及び周辺的环境対策としてごみ拾い等を実施しており、美観保持に貢献している。環境整備協力費は、乳幼児医療助成、育英基金積み立て、子ども未来基金など福祉や教育等の財源に活用しているとのこと。来場者の車が多くなるため、農繁期における農作業車の運転に注意が必要との説明がありました。

町民感情については、ごみの散乱など若干の苦情はあるが、大きなトラブルは聞いてないとのこと。地区連絡協議会で問題点について協議することとしているようです。

研修の後、「ポートピアみやき」を現地視察し、場長から説明を受けました。ナイター営業により来場者が増えており、当初、ミニポートピアから増設をして、現在はポートピアというふうになっているそうです。規模拡大をしているとの説明がありました。警備員が要所に配置され、来場者の通行道路については町内自治区を通行しないように、隣町からの入場をするように、何かかなり工夫をされておりました。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 以上で、委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4．請願・陳情について

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、まず請願でございますけれども、お手元に配付しております請願文書表によりまして朗読いたします。

なお、請願者の氏名、紹介議員の敬称につきましては略させていただきます。

受理番号2、受理年月日、平成24年6月1日、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願、請願者住所、由布市庄内町大龍1818番地、氏名、大分県教職員組合由布支部執行委員長山崎宗治、紹介議員、佐藤郁夫、二ノ宮健治。

受理番号3、受理年月日、平成24年6月1日、件名、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助について、請願者住所、由布市湯布院町川上3064-7、氏名、湯布院町商工会会長溝口薫平ほか2名、紹介議員、廣末英徳、高橋義孝、佐藤人己、新井一徳、工藤安雄、渕野けさ子。

受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日、件名、市道認定に関する請願について、請願

者住所、新町一自治区、氏名、自治委員後藤久生ほか1名、紹介議員、長谷川建策、小林華弥子、溝口泰章、高橋義孝。

続きまして、陳情でございます。別紙の陳情文書表をごらんください。

朗読いたします。

受理番号3、受理年月日、平成24年5月18日、件名、学校用地の返還について、陳情者住所、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇、氏名、安形智誠。

受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日、件名、大村競艇場外発売所設置に関する陳情、陳情者氏名、大村競艇場外発売所設置推進委員代表後藤英一ほか8名。

請願と陳情につきましては、以上でございます。

○議長（生野 征平君） ただいまの受理番号2から受理番号4までの請願3件及び受理番号3、受理番号4の陳情2件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 報告第6号

日程第8. 報告第7号

日程第9. 報告第8号

日程第10. 報告第9号

日程第11. 報告第10号

日程第12. 報告第11号

日程第13. 承認第1号

日程第14. 承認第2号

日程第15. 承認第3号

日程第16. 議案第47号

日程第17. 議案第48号

日程第18. 議案第49号

日程第19. 議案第50号

日程第20. 議案第51号

日程第21. 議案第52号

日程第22. 議案第53号

○議長（生野 征平君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第4号から日程第12、

報告第11号までの報告8件、日程第13、承認第1号から日程第15、承認第3号までの承認3件及び日程第16、議案第47号から日程第22、議案第53号までの議案7件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告8件、承認3件、議案7件でございます。最初に、報告8件を御説明いたします。

報告第4号平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、5月8日開催の由布市土地開発公社理事会におきまして、平成23年度の事業報告と決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして書類を提出するものであります。

報告第5号平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出につきましては、3月29日開催の由布市土地開発公社理事会におきまして、平成24年度事業計画、収支予算、資金計画が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により書類を提出するものであります。

報告第6号平成23年度由布市一般会計継続費繰越計算書については、挾間小学校整備事業の翌年度への通次繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第7号平成23年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、15の事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第8号平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、東日本大震災による影響と工事現場での不慮の事態により、4事業が年度内に完了しなかったことから、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をするものであります。

報告第9号平成23年度由布市水道会計継続費繰越計算書については、並柳配水池拡張工事の翌年度への通次繰越額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものであります。

報告10号例月出納検査の結果に関する報告について、報告第11号財政援助団体等監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、承認第1号訴えの提起の専決処分の承認を求めることについては、大分県農業協同組合

が由布市に対して損失補償契約に基づく損失額及び利息の支払いを求めた大分地方裁判所の判決で、由布市の主張が認められなかったことから、福岡高等裁判所へ控訴の手続を行うことにいたしました。緊急を要したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、4月4日付で専決処分を行ったものであります。

承認第2号由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の改正による特例措置の延長や年金所得者の寡婦控除申告を不要とすること等が主な改正で、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

承認第3号由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法の改正による東日本大震災に係る特例措置の追加で、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に、議案第47号の監査委員の選任についてであります。監査委員である佐藤健治氏が平成24年8月7日をもって任期が満了することから、新たに土屋誠司氏を委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第48号由布市個人情報保護条例の一部改正については、民法の改正により、法人が未成年者の法定代理人となることができるようになったことによる改正であります。

議案第49号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてと、議案第50号由布市農業集落排水施設条例の一部改正について、議案第52号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、いずれも外国人登録法の廃止に伴う条例改正の規約変更であります。

議案第51号由布市火災予防条例の一部改正については、総務省令の改正により、急速充電設備の基準が新たに追加されたことによる改正であります。

議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ4,222万7,000円を追加し、予算総額を164億2,871万6,000円にお願いをするものであります。歳入では、特定防衛施設交付金の過年度収入と地方債が主なものとなっており、歳出では継続事業である挾間小学校整備事業費の増額、国・県補助事業の決定による対応、市営住宅アスベスト対策の委託料等が主なものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明をさせますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（生野 征平君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第10号例月出納検査の結果に関する報告について及び報告第11号財政援助団体等の監査の結果に関する報告について、続けて代表監査委員より報告を求めます。佐藤代表監査

委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤健治です。

それでは、報告第10号につきまして御報告を申し上げます。

報告第10号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を次のとおり提出する。平成24年6月13日提出、由布市代表監査委員佐藤健治。

それでは、1ページをお開きください。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、平成24年1月の例月出納検査を実施いたしました。検査の対象は、会計管理者及び企業出納員の保管する1月末の現金の在高及び出納状況であります。検査は2月27日に行いました。結果につきましては、会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査したところ、その計数は、諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

2ページをお開きください。当月は、報告書に記載のとおり、市内9カ所の施設について現金の保管が適正に行われているか、2月23日に現地において実査いたしました。その結果、いずれに施設におきましても適正に管理されていました。

3ページをごらんください。同じく3月の例月出納検査を実施いたしました。検査の対象は会計管理者及び企業出納員の保管する2月末の現金在高及び出納状況であります。検査は3月26日に行いました。結果につきましては、先月と同様の検査を行ったところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、4ページをお開きください。同じく4月の例月出納検査を実施いたしました。検査の対象は、会計管理者及び企業出納員の保管する3月末の現金の在高及び出納状況であります。検査は4月26日に行いました。結果につきましては、先月と同様の検査を行ったところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で、例月出納検査についての報告は終わります。

続きまして、報告第11号につきまして御報告申し上げます。

報告第11号財政援助団体等監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。平成24年6月13日提出、由布市代表監査委員佐藤健治。

1ページをお開きください。地方自治法第199条7項の規定により、2月15日から3月12日までの間、2ページに記載する14の対象団体について、財政援助団体等を監査いたしましたので、御報告いたします。

監査は、監査対象団体の事務局長及び市担当課の課長及び事務担当者同席の上、各団体の財政

援助に係る出納等の証拠書類を検査し、同時に、担当課の事務に係る書類を検査いたしました。書類等の検査終了後、運営状況や運営上の効果について出席者に聴取いたしました。結果につきましては、各団体とも、関係諸表等は適正に管理されており、正確な事務が行われていることが認められました。

ただし、補助金の交付される団体の事務局を、交付を担当する所管課の職員が兼務する事例が多く見受けられました。事務局の兼務はさまざまな弊害を招く一因であることから、今後はその事務を別とする等、何らかの措置を講じられるよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第4号及び報告第5号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。本日、初めてでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告第4号並びに5号の詳細説明を行います。

報告第4号平成23年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。平成24年6月13日提出、由布市長。

1ページをごらんください。平成24年5月8日に由布市土地開発公社の理事会が開催され、平成23年度の事業報告及び決算が議決されました。公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

3ページをごらんください。平成23年度事業報告ですが、一昨年度、公有地取得事業としまして取得しました市道向原別府線道路改良事業用地でございます。1,444.04平米を由布市に4,008万3,700円で売却いたしました。管理業務では、市道向原別府線用地取得借入金の利息としまして62万8,533円、下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として40万5,499円を支払いいたしました。また、平成23年11月16日、第2回公社理事会で事業計画を変更いたしました市道向原別府線用地445.64平米取得事業につきましては、年度末までに用地取得に至らず、事業が実施できませんでした。実施できなかった理由については、地権者とは購入の交渉はできていましたが、分筆登記するための隣地者の確認、了承が得られず、購入に至らなかったということでございます。さらに、附帯事業として下湯平用地土地使用料として11万422円の収入を得ています。

なお、この収入につきましては、未収入金として処理させていただいております。

以下、理事会の開催状況、監査の状況、役員等の状況を記載しております。

次に、23年度の財務諸表について御説明いたします。

7ページをごらんください。まず、貸借対照表ですが、公社の1年間の財政状況を、資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債・資本合計ともに1億832万574円となっております。

次に、8ページをお開きください。損益計算書です。1年間の収益と費用を計算するもので、当期については10万2,848円の利益となっております。

次に、9ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きをあらわしたもので、普通預金の年度末残高は576万7,939円、同じく定期預金残高は403万3,613円、合計980万1,552円の残高となっております。

10ページは、販売費及び一般管理費で、人件費及び経費19万9,965円の内訳を記載いたしております。

11ページをごらんください。準備金の計算書です。前年度準備金941万3,587円に当期純利益10万2,848円を加えた951万6,435円が当期準備金となり、下段準備金処理計算書により、次期繰越準備金として処理をいたしております。

次に、12ページは財産目録で、資産合計1億832万574円から負債合計8,580万4,139円を差し引いた2,251万6,435円が純資産ということになります。

以下、13ページ以降に預金明細表及び残高証明書、それから公有用地明細表、資産明細表、借入金の明細表を添付いたしております。

次に、38ページから40ページにかけましては、平成23年度の間接監査並びに決算に係る監査意見書を添付いたしております。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第5号の詳細説明を行います。

報告第5号平成24年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。平成24年6月13日提出、由布市長。

1ページをごらんください。平成23年3月29日に、由布市土地開発公社の理事会が開催され、平成24年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

まず、事業計画ですが、公有地取得事業の管理利息として2件、下湯平若者定住活性化事業及び市道向原別府線道路用地取得事業の借入金利息事業のみの計画となっております。

次に、2ページから予算となっておりますが、収益的収入は、附帯等事業収益、補助金収益、

預金利息で合計 1 1 3 万 9, 0 0 0 円、収益的支出は、一般管理費、支払利息並びに予備費で 1 1 8 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

次に、3 ページをごらんください。資金的収入は、短期借入金と長期借入金の利息分を前受金として受け入れ、合計で 6, 7 7 2 万 2, 0 0 0 円を計上しており、同支出では、公有地取得事業費、短期借入金返済金及び予備費を加えて 6, 7 7 7 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。2 4 年度の借入金の限度額は 6, 7 3 9 万 9, 0 0 0 円と定めております。

4 ページから 6 ページまでは予算の明細を記載しております。

次に、7 ページと 8 ページをごらんください。2 4 年度の資金計画ですが、ほぼ前年並みとなっております。

以下、9 ページ以降に一般管理費の明細、1 0 ページは予定損益計算書、1 1 ページは予定貸借対照表、1 2 ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（生野 征平君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は 1 1 時 1 0 分とします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、報告第 6 号から報告第 8 号まで、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。初めての説明でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、詳細説明を申し上げます。報告第 6 号をごらんください。報告第 6 号平成 2 3 年度由布市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。平成 2 4 年 6 月 1 3 日提出、由布市長。

裏面をごらんください。継続費の繰越計算書でございます。平成 2 3 年度から平成 2 4 年度の 2 カ年の継続費設定で、現在実施しております挾間小学校整備事業の 2 4 年度への通次繰越額が 1 万 4, 7 0 0 円に確定しましたので報告するものでございます。

続きまして、報告 7 号をごらんください。報告第 7 号平成 2 3 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。平成 2 4 年 6 月 1 3 日提出、由布市長。

裏面をごらんください。一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。昨年 1 2 月の補正で

2件、本年3月補正で14件、計16件の議決をいただいておりますが、15件の事業の繰り越しをいたしました。繰越額の合計は、表の一番下に計上しております4億119万3,000円でございます。

なお、繰り越し理由については、予算提案の際に説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、報告第8号をごらんください。報告第8号平成23年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。平成24年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。一般会計の事故繰越しの繰越計算書でございます。4事業につきましては、年度内の完了予定で発注しておりましたが、諸事情により年度内完了ができませんでした。よって、事故繰越しとして地方自治法第220条第3項のただし書き規定により繰り越したものでございます。繰越額の合計は2,958万6,900円です。

なお、繰り越し理由は、川西交流センター温泉代替掘削事業以下3件が、不慮の事態が発生し不測の日数を要したためです。また、防災無線個別受信機購入事業につきましては、東日本大震災の影響により年度内の納品が困難になったためです。詳細の繰り越しの理由については、表の右端に掲載をしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、報告第9号について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。報告第9号の詳細説明をいたします。

報告第9号平成23年度由布市水道事業会計継続費繰越計算書について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。平成24年6月13日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。継続費繰越計算書でございます。平成23年度、24年度の2カ年の継続費の設定で、現在事業を実施しております並柳配水池拡張工事の平成24年度への通次繰越金が7,400万円に確定いたしましたので報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、承認第1号及び承認第2号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。承認第1号及び承認第2号について、詳細説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、

訴えの提起について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書、訴えの提起について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。平成24年4月4日、由布市長。

内容について御説明します。当事者につきましては、控訴人が由布市、被控訴人が大分県農業協同組合です。事件名につきましては、損失補償請求事件です。概要は平成21年5月に大分県農業協同組合から提訴されました本事件について、平成24年3月29日、大分地裁におきまして(4)に記載していますように由布市に対し、2,285万1,728円及び内金1,551万4,000円に対する平成20年3月20日から支払済みまで年11%の割合による金員を支払え等の判決が下りました。本判決内容に不服があるとして、福岡高等裁判所に控訴するものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、承認第2号について説明します。承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成24年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。専決処分書、下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成24年3月31日、由布市長。

次のページから内容を書せていますが、内容について説明いたします。まず、36条の2につきましては、市民税の申告書の内容を定めたものですが、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、年金所得者は年金保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦該当を記載することとしたため、寡婦控除額を削除するものです。

次に、附則第11条、第11条の2、第12条、第13条につきましては、固定資産税は3年ごとの評価がえで価格等修正していますが、土地価格の下落に対応するため平成24年度以降も引き続き、毎年下落修正ができるように年度改正をしたものです。

次に、第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例について規定していますが、固定資産税関係の条文の改正に伴う条文の整理をしています。21条の2につきましては、幼稚園、図書館または博物館を設置する特定移行一般社団法人等が固定資産税の非課税を受けようとする場合の申告について規定しています。

次に、22条の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を定めたものです。

第23条につきましては、東日本大震災により所有する住宅が滅失等で居住の用に供すること

ができなくなったものについては、その滅失等住宅に係る個人ローン控除と再取得等住宅に係る住宅ローン控除を重複して適用できるものとしています。

なお、附則で施行期日及び経過措置等を定めています。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、承認第３号について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長でございます。議案書の朗読並びに詳細説明を行います。

承認第３号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第１７９条第１項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成２４年６月１３日提出、由布市長。

次のページをお開きください。専決処分書、下記の件について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。平成２４年３月３１日、由布市長。

記。由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、平成２４年法律第１７号による地方税法の改正に伴い、条例の改正を行う。

次のページでございますが、内容を説明させていただきます。

由布市国民健康保険税条例の附則第１１条の読みかえにより、附則に次の１項、２３項を加えるものでございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございまして、現行３年を７年に延長する規定でございます。施行日につきましては、平成２４年４月１日でございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第４８号及び議案第４９号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（佐藤 式男君） 総務部長です。議案第４８号及び４９号について、詳細説明をさせていただきます。

議案第４８号由布市個人情報保護条例の一部改正について、由布市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成２４年６月１３日提出、由布市長。

裏面をごらんください。今回の改正内容についてですが、個人情報の開示及び訂正の請求につきましては、条例第１４条で未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者及び成年被後見人にかわって開示請求することができると規定しています。今回、民法の改正により、法定代理人が法人でもできるように改正するものです。よろしくお願いいたします。

次に、議案第４９号の詳細説明をさせていただきます。

議案第４９号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例

の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年6月13日提出、由布市長。

裏面をごらんください。改正内容につきましては、外国人登録法が廃止され、今後は住民基本台帳法での取り扱いとなるため別表第4は不要となり、別表第2での適用となります。

なお、附則で平成24年7月9日から施行としています。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第50号について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（相馬 尊重君） 環境商工観光部長です。議案第50号の詳細説明を行います。

議案第50号由布市農業集落排水施設条例の一部改正について、由布市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年6月13日提出、由布市長。

提案理由は、外国人登録法の廃止に伴い、条例を改正するものでございます。

次のページをお開きください。改正内容につきまして、条例第14条第1項中の括弧書き、外国人の場合は外国人登録台帳とあるものを削除するものでございます。

この条例は、附則で平成24年7月9日から施行するものとしております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第51号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長でございます。議案第51号について詳細を御説明申し上げます。

議案第51号由布市火災予防条例の一部改正について、由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成24年6月13日提出、由布市長。

次のページをお開きください。由布市火災予防条例の一部改正する条例、由布市火災予防条例の一部を次のように改正する。第11条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

以下、改正条文の朗読は省略いたしまして、改正の内容のみ御説明申し上げます。

見出しを急速充電設備といたしまして、第11条の2第1項第1号から第14号までと、第11条の2第2項を新たに加えるものでございます。このことは、近年、電気自動車の普及が進んでおり、電気自動車用の急速充電設備が今後さらなる普及が見込まれることから、その特性を踏まえた火災予防上の必要な安全対策について、全国的に統一した基準を定める必要があることから、条例制定基準の細目を新たに定めることとするものでございます。

施行期日は平成24年12月1日、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の由布市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないとしております。

次ページに、改正についての新旧対照表をつけてございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第52号について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 義夫君） 健康福祉事務所長です。議案書の朗読並びに詳細説明を行います。

議案第52号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、大分県後期高齢者医療広域連合規約を別記のように変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。平成24年6月13日提出、由布市長。

提案理由、平成21年法律第79号により外国人登録法の廃止に伴い、規約の変更を行う。

次のページをお開きください。新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

内容について御説明をさせていただきます。広域連合規約第17条では市町村の経費負担が規定されております。17条を受けまして、別表第3で共通経費の負担割合が示されております。負担割合につきましては、均等割が10%、高齢者人口割が45%、人口割が45%で負担金が算定されます。このたびの外国人登録法の改正によりまして、外国人が住民基本台帳の適用対象になることにより、内数になりますので、その文言を削除するものでございます。施行期日につきましては、平成24年7月9日からとなっております。

なお、関係団体の議会の本規約の変更議決後、最初に適用される会計年度は平成26年度となることから、平成25年度の負担金の算定につきましては、経過措置として補足するものでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、議案第53号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。それでは、補正予算書をごらんください。

予算書に従いまして説明させていただきます。あわせて、事前にお配りしております平成24年度6月補正予算の概要も一緒に御参照いただきたいと思います。

議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）、平成24年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,222万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億2,871万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。平成24年6月13日提出、由布市

長。

次のページをお願いします。

「第1表歳入歳出予算補正」でございます。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページをお開きください。「第2表継続費補正」でございます。昨年度から実施しております挟間小学校整備事業ですが、既存校舎の大規模改修のため、実際、工事に入って判明したことによる追加工事等が生じ、811万9,000円の予算補正をお願いするものです。補正後金額は、24年度年割額が3億7,321万9,000円、総額が6億1,667万2,000円です。

右側ページの「第3表地方債補正」でございますが、当初予算で計上しておりました挟間小学校施設整備事業について事業費が増額するため、限度額の変更をお願いするものです。

なお、これから歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って説明いたしますが、本年度の当初予算書より予算書様式が自治体クラウド版に移行し、様式が変わりました。補正予算書につきましても今回が初めての仕様となっております。8市町村で共同開発して使用するため、経費の抑制の関係から、各市町村の独自のものが標準化されております。見にくい点、不便な点があると思いますが、カスタマイズしますと経費が高くなりますので、財政課としても、補足資料の提出には努力したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、歳入から御説明いたします。

歳入については、一般財源扱いされているもののみを説明し、特定財源として歳出に充てられているものは歳出の項目で説明をいたします。

10ページをお願いします。下段のところですが、21款諸収入、5項雑入、2目雑入の商工観光課分の49万1,000円は、平成23年度に実施しました大分空港一湯布院間の高速バス運行事業の精算金が確定したことによる補正です。精算金は104万1,000円です。

次に、3目過年度収入でございますが、これは防衛交付金過年度収入で、平成23年度から繰越明許費事業として実施しております交付金事業の23年度実績分に係るものでございます。市道乙丸線、市道奥倉線の改良と湯布院中央児童公園整備の3件分で4,015万円を計上しております。

なお、これらの収入の関係から、歳入のほうが超過しましたので、当初予算時に措置した財政調整基金繰入金を2,824万2,000円減額しております。

続きまして、14ページをお願いします。歳出でございます。

今回の補正予算で、4月の人事異動に伴います職員給与等の組み替えを行っております。款別の増減につきましては6月補正予算の概要に記載しておりますので、説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 の一般管理費、減額の 5 0 5 万 9, 0 0 0 円につきましては、農政課、湯布院地域振興課、農業委員会事務局で臨時職員 3 名を配置したことに伴う組み替えです。

1 8 ページをお願いいたします。中段の 2 目文書広報費、減額の 1 3 9 万 1, 0 0 0 円につきましては、地域情報発信業務委託料の減額です。これは O B S ラジオゆふばん！D X の事業開始が 5 月からになりましたので、4 月の一月分を減額するものです。

なお、歳入の県補助金についても減額しております。

5 目の財産管理費については、湯布院の肥育畜舎建設事業中止に伴います現地の立ち入り防止柵設置工事 1 6 0 万円、また、地元の交付金 2 2 5 万 5, 0 0 0 円のうち 8 2 万 2, 0 0 0 円については、平成 2 2 年度分の佐土原財産組合への入会地分収金です。残り 1 4 3 万 3, 0 0 0 円は、県有林間伐立木売り払いに伴う地元交付金 2 カ所分です。

次ページにかけて、9 目地域振興費、1 の湯布院地域振興事業でございますが、作業員 1 名分を計上しております。

下の 1 1 目交通安全対策費は、1 の防犯体制確立事業費の消耗品 9 万 8, 0 0 0 円は、少年補導員の新任用のブレザー 7 名分を計上しております。

2 の交通安全対策推進事業費の消耗品 7 万 4, 0 0 0 円は、交通指導員新任用の制服 1 名分を計上しております。

2 4 ページをお願いします。中段の 3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢者福祉費、1 の高齢者福祉費の安心住まい改修支援事業補助金については、施策効果を上げるために当初予算で措置した補助率 1 5 % を 3 0 % に引き上げるものです。引き上げ分は一般財源で措置し、5 戸分を計上しております。

2 6 ページをお願いします。下段の 7 目国民年金事務費の委託料 5 2 万 5, 0 0 0 円は、制度改正によるデータ処理業務です。全額国庫委託金を充てております。

2 8 ページをお願いします。下段の 2 項児童福祉費、2 目子育て支援費、1 の子育て支援対策事業費については、県補助事業の男性の子育て支援事業を計上しております。2 分の 1 の補助事業です。教室開催に伴います謝金と消耗品を計上しております。

2 の児童健全育成事業、安心住まい改修支援事業補助金は、高齢者向けと同様の趣旨により補助率を上げたことによる増額分です。2 戸分を計上しております。

3 0 ページをお願いします。3 目母子福祉費でございますが、母子寮措置費の 1 世帯分で、転入による増額でございます。国庫負担金 1 4 6 万円、県負担金 7 3 万円を充てています。

次に、下段の 4 項知的障害者福祉施設費、1 目小松寮事務費の財源内訳で、一般財源、減額の 2 8 4 万 3, 0 0 0 円になっておりますが、当初予算から累計で見ますと、この事業の一般財源

がマイナスとなっており、特定財源の介護給付費等負担金が過充当となっております。今後の補正において直しますので、よろしくお願いいたします。

32ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、20節扶助費60万円は、新規事業として不育症治療費助成金2名分を計上いたしております。

下段から34ページにかけて、6目環境対策費29万6,000円でございますが、世界じゅうで由布市にしか生息していないオンセンミズゴマツボを守るため、移植、増殖に係る温泉成分調査と資材費を計上しております。

下の6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、1の農業委員会費は、臨時職員1名分を計上しております。2目農業総務費、1の農業総務費も臨時職員1名分の計上です。金額の相違は、採用日の違いによるものです。

36ページをお願いします。5目農地費でございます。1の農地費市営事業の13節委託料50万円は、五ヶ村井路の2カ所の水門設置の測量調査費です。

15節工事請負費210万円は、宇南水門設置工事費です。

なお、財源は土地連からの交付金225万円を充てております。

19節の負担金、補助及び交付金の維持管理適正化事業拠出金42万円は、地元分担金のトンネルとなっております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、1の消費者行政費31万6,000円は、食の安心安全リーフレット購入費で、全額県補助金でございます。

38ページをお願いします。下段の8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、1の住宅管理費の委託料250万円は、アスベスト対策工事の実施設計でございます。工事対象としては、46戸を予定しております。

40ページをお願いします。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、1の消防施設整備事業費の13節委託料28万円は、消防庁舎の建てかえに伴う場所選定に用いる土地簡易鑑定料でございます。

2目非常備消防費、1の非常備消防費350万6,000円のうち報酬は消防団員報酬改定に伴う分です。消耗品費は県操法大会消耗品等です。負担金、補助及び交付金の190万円は、コミュニティ助成事業として新町1自主防災組織の活動に補助するものです。

3目災害対策費、1の地域防災計画推進事業費66万2,000円は、地域防災計画書印刷費です。

2の災害対策費、消耗品費、その他手数料合わせて100万円は、防災士養成の受講経費です。100名分を計上しております。県費2分の1の補助があります。各自主防災組織に1名程度を養成したいと考えています。

18節備品購入費は、非常用備蓄のコンテナ倉庫3基の購入費です。県費2分の1の補助があります。

次に、44ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、1の教育指導事業費48万2,000円は、学社連携体験活動プログラム開発事業負担金で、県教育委員会主催の集団宿泊体験事業に庄内地域の小学生70名を参加させるものです。

2の人権教育総合推進地域事業の102万1,000円は、県の委託事業で、学校・家庭・地域が一体となって人権教育に取り組む事業です。講師謝礼、視察研修、研究図書の購入等を計上しております。県からの委託金は99万9,000円です。

次に、3の大分元気っ子体力パワーアップ事業は、県の委託事業で、体育授業の充実を図る目的で展開される事業です。対象校は挾間小学校、阿南小学校、湯布院中学校の3校となっております。県費委託金は35万円です。

次に、2項小学校費、4目学校建設費、1の小学校施設耐震補強事業費の工事請負費1,561万9,000円は、床、壁等の追加工事による建築主体工事増額分と、運動場整備工事の補正をお願いしています。

なお、財源として合併特例債1,480万円を充てています。

46ページをお願いします。3項中学校費、3目教育振興費、1の教育振興費は、湯布院中学校卓球部の第33回全九州中学生卓球小国大会の参加経費に対して3分の1を補助するものです。

下段の4項幼稚園費、3目幼稚園振興費、1の小1プロブレム対策推進事業21万円は、県の補助事業で、保育園、幼稚園と小学校との学びの連携を推進する事業です。対象は由布川小学校です。県補助金は2分の1となっております。

48ページをお願いします。6項社会教育費、1目社会教育総務費、1の社会教育総務費の自治公民館等整備補助金181万1,000円は、時松、喜多里、佐平治の3自治公民館改修に対する補助です。補助率は2分の1でございます。

2の地域協育推進事業費は、補助金の減額内示に伴い、事業の組み立てを見直したことによるものです。

50ページをお願いします。上段の4目文化財保護費、1の文化財保護費10万5,000円は、国指定天然記念物大杵社大杉の枯れ枝等伐採除去経費に対する補助金です。補助率は2分の1です。

2の文化振興費19万1,000円は、源流はさま太鼓の日本太鼓ジュニアコンクール出場経費に対する補助金です。補助率は3分の1です。

下段の13款諸支出金、2項基金費、1目基金費、1のみらいふるさと基金費150万6,000円は、由布市とイオン九州株式会社とで提携していますゆふいん湯歩WAONカード

を利用して、支払われた金額の0.1%が同社より寄附されましたので、積み立てるものがございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（生野 征平君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（生野 征平君） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。次回の本会議は、6月15日、午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分提出締め切りはあすの正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは15日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時51分散会
